

戸籍や住民票に関する手続を行う際には、「窓口での本人確認」にご協力を!

平成20年5月1日より、国の法律が変わり住民票の写しや戸籍謄抄本の請求、住所の異動や戸籍届出時に窓口へ来られた方の本人確認が必要となっています。

窓口で本人確認を行うこととなった背景には、本人の知らないうちに婚姻・養子縁組の届出や、転出・転入届が出されるなどの虚偽の届出により、戸籍簿や住民基本台帳に事実とは異なる記載がされる事件や、その戸籍や住民票を不正に取得し悪用した事件が多発したことから、その対策が必要となりました。

本人確認は、個人情報の保護と虚偽や不正利用の防止・抑止を目的として行っています。

【本人確認が可能な書類】

- ①運転免許証 ②パスポート ③住民基本台帳カード ④身体障害者手帳等
⑤その他官公署が発行した写真が貼付された免許証等 ⑥健康保険証 ⑦介護保険証 ⑧年金手帳などです。
※⑥～⑧については2種類の組み合わせで提示していただく場合があります。

【請求出来る範囲】

戸籍謄本(抄本)や住民票の交付にあたり、請求できる方も限られています。

●戸籍については、

- ①請求する戸籍に記載されている方。
- ②請求する戸籍から婚姻等により除かれた方。
- ③①と②に該当する方の配偶者(夫または妻)、父母、祖父母、子ども、孫等
*兄弟、叔父、叔母、甥、姪、従兄弟等が請求する場合は委任状が必要です。

●住民票については、

- ①本人および本人と同一世帯に属する者
*配偶者や兄弟、祖父母であっても別世帯の場合は委任状が必要です。

●共通事項

本人および委任状による代理人請求以外の請求(第三者請求)となる場合には、「正当な請求理由」が必要で資料の提示を求めることとなります。必要事項については、事前に窓口担当者にご確認願います。

【印鑑証明書の場合】

印鑑登録証を忘れた場合は、ご本人であっても印鑑証明書の交付はできませんので、忘れずに「印鑑登録証」を持参してください。

お問い合わせ 住民課 戸籍保険グループ

水道課からのお知らせ

水道管の凍結に注意!

11月から3月までの冬期間、気温がマイナス4度を下回ると、水道管が凍り破裂することがあります。

冷え込みが予想される夜は水落としを忘れずに!

もしも凍ってしまい水が出ない場合は、町内の水道工事店にご相談ください。

町内の水道工事店

(平成23年10月現在)

株小林建設 Tel55-2038

株光土建 Tel55-2305

笹浪配管 Tel55-4655



いざというときのために飲料水の備蓄を!

●飲料水の確保

大人1人が生命を維持するために必要な水の量は1日3リットルとされています。

保存が可能なペットボトルなどの飲料水を各家庭で備えておきましょう。

●ポリ容器の確保

飲料水を確保する清潔なポリ容器を準備しておきましょう。

●お風呂の水も有効に

お風呂の残り湯は、災害時には消化用水やトイレの流し水としても利用できます。

みんなの下水道です!「こんなことに気をつけましょう!」

●野菜くず、ごみ、食用油などを流すとすぐに排水管がつまってしまいます。

●水洗トイレには、トイレペーパー以外は、使わないでください。

●油類(ガソリン、シンナー、石油)などの危険物を流さないようにしましょう。

揮発性の高い危険物は、気化すると最初の量の10倍以上の量になり、瞬間的に大爆発を起こして思わぬ大惨事を招く恐れがあります。